

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

2025(令和7)年度
10号(通算435号)

2026(令和8)年1月28日発行

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・全救協・厚生協・障連協の協議員・役員・構成団体、と都道府県・指定都市社協に電子メールでお送りします。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL 03-3581-6502 FAX 03-3581-2428
(E-mail) z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆…今号の掲載内容……………この目次は本文にジャンプします…◆◆◆

I. 関連情報 …………… 1

1. 【障害福祉制度・施策関連情報】 1

- (1) 【厚労省】第154回社会保障審議会障害者部会が開催される 1
- (2) 【厚労省】第52回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催される 2
- (3) 【厚労省】「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」が発出される 4
- (4) 【厚労省】令和8年度予算案関係資料を公表 6
- 2. 【関係団体からのお知らせ】 8
- (1) 【厚労省】「障害者等のICT機器利用支援事業シンポジウム」を開催 8
- (2) 【厚労省】「障害福祉現場における生産性向上フォーラム～ケアの充実のために～」を開催 8
- (3) 【全社協・中央福祉学院】第13期社会福祉士通信課程 短期養成コース募集のご案内 9

I. 関連情報

1. 【障害福祉制度・施策関連情報】

(1) 【厚労省】第154回社会保障審議会障害者部会が開催される

厚生労働省は1月19日(月)、第154回社会保障審議会障害者部会を、第18回こども家庭審議会障害児支援部会との合同会議として開催しました。今回は、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しと、2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制が議論に取り上げられました。

○障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

前回の障害者部会における意見を踏まえ、令和9～11年度障害福祉計画等の基本指針、成果目標に係る議論が行われました。

出席者から厚生労働省提案の基本的な方向性に異論は無く、今回の合同部会で示された意見に係る修文は、菊池部会長ならびに厚生労働省の責任で発言者と調整することが確認されました。

○2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制について

社会保障審議会介護保険部会や福祉部会等の議論を踏まえつつ、必要な法令上の対応も含め、「1. 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保」、「2. 人材確保・ケアの充実のための生産性向上等」、「3. 地域における包括的な支援体制の構築」の検討を進めることについて、議論が

行われました。

「1. 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保」については、地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための新たな類型案として、人員配置規準については、**国で定める基準(基準該当サービスと同等又は緩和)**に従い都道府県が条例で規定、報酬については、全国一律の報酬を基準に市町村で設定、**地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みの設定**も可とすることが示されました。

【新たな類型案のイメージ】

		特例的な障害福祉サービス	
	指定サービス	基準該当サービス	新たな類型案
地域	全国(地域限定なし)	全国(地域限定なし)※離島等の類型あり	中山間・人口減少地域
指定・登録	指定権者による指定	市町村に登録	市町村に登録
人員配置基準	国で定める基準に従い都道府県等が条例で規定	国で定める基準(指定サービスより緩和)に従い都道府県等が条例で規定	国で定める基準(基準該当サービスと同等又は緩和)に従い、都道府県が条例で規定 ※職員の負担や質の確保への配慮が前提
報酬	全国一律の報酬設定	全国一律の報酬を基準に市町村で設定	全国一律の報酬を基準に市町村で設定 地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みの設定も可(次々ページ参照)

(下記記載資料2、4ページより抜粋)

[厚生労働省] 資料は以下をご確認ください。

社会保障審議会障害者部会(第154回)・こども家庭審議会障害児支援部会(第18回)合同会議
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68808.html

(2)【厚労省】第52回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催される

厚生労働省は1月22日(木)、第52回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催しました。今回は、令和8年度における報酬等の臨時応急的な見直しについて検討が行われ、前回意見や第154回障害者部会における意見も踏まえた具体的な案が示されました。

令和8年度における臨時応急的な見直し内容(案) ※資料をもとに、全社協 高年・障害福祉部が抜粋・整理

1. 就労移行支援体制加算の見直し

同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨に沿わない形で算定する事業者の報道があること等を踏まえ、一事業所で算定対象となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定するなど、適正化を行う。

2. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

平均工賃月額算定方式の見直しにより、想定以上に高い報酬区分の事業者が増えたことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。その際、事業運営に大きな影響を生じないように、一定の配慮を行う。

3. 応急的な報酬単価の特例

収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型(就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス)について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、それぞれの収支差率に

応じて、新規事業所に限り、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。(既存事業所については従前どおり)

なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域に配慮し、一定の要件の下、対象外とする措置を講じる。

提案の大きな方向性は前回から変わりませんが、今回新たに示されたこととして、「2. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し」については、単価の見直し案などが以下のとおり示されました。

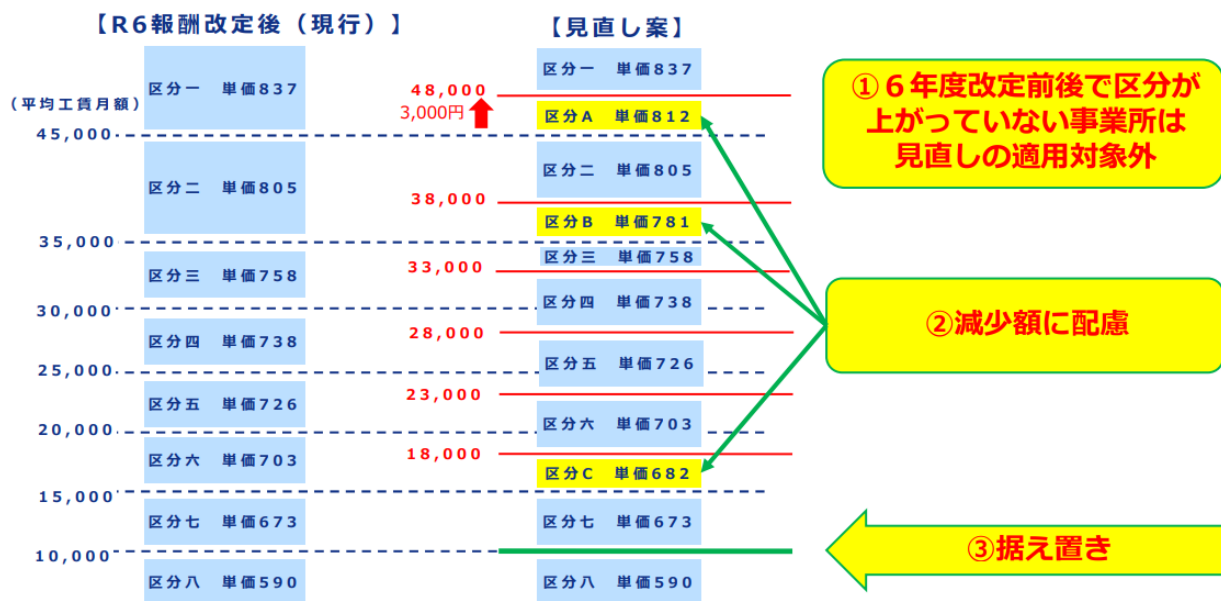
就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し(イメージ)

○ 見直しにあたっては、報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である3千円に留めるとともに、

① 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外

② 見直しにより区分が下がる場合についても基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設

③ 令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く配慮措置を講ずる。



また、「3. 応急的な報酬単価の特例」については、単価の引下げ水準や適用対象外(従前の報酬単価を適用)となるケースなどが以下のとおり新たに示されました。

応急的な報酬単価の特例 見直し内容

※資料をもとに、全社協 高年・障害福祉部が抜粋・整理

【応急的な報酬単価について】

・ 対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収

支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例(▲1%強～▲3%弱程度※)を設ける。

※ 加算を含めた給付費全体で見た場合は、▲1%弱～▲1%半ば程度

【応急的な報酬単価の適用対象外(配慮措置として、従前の報酬単価を適用)】

- ・ 受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域に一定の配慮を行うため、以下のケースについては適用対象外とする。

＜重度障害児者への配慮＞

(障害者)

- ① 強度行動障害の状態にある者、医療的ケアを要する者に対して支援を行い、報酬上の一定の評価を受けている場合
- ② 視覚・聴覚・言語機能障害者、高次脳機能障害者を支援する体制について、報酬上の一定の評価を受けている事業所

＜地域への配慮＞

- ① 離島・中山間地域にある事業所
- ② 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所
例：公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所 等

[厚生労働省] 資料は以下をご確認ください。

第52回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69057.html

(3)【厚労省】「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」が発出される

厚生労働省は12月26日(金)、「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」を含む通知を各都道府県宛に発出しました。

本事業は、厚労省の令和7年度補正予算(12月16日成立)に盛り込まれた医療・介護等支援パッケージにおける「障害福祉分野における賃上げに対する支援」(6か月分の賃上げ)が具体化されたものです。

「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」概要

※事務局による抜粋整理。

1. 事業の目的

令和8年度報酬改定を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。

2. 実施主体

都道府県

3. 事業の内容

・福祉・介護職員等処遇改善加算(以下「処遇改善加算」)を取得し、取組を推進する(又は見込み)事業所に対して、人件費の改善に必要な費用を補助。

・処遇改善加算の対象外サービス(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)は処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業所に対して、人件費の改善に必要な費用を補助。

※本事業により補助された額は、全額賃金改善に充てられるべきものであることに留意。

4. 対象事業所及び対象者／6. 補助金の要件

○対象事業所

〔処遇改善加算の対象事業所(一部抜粋)〕

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
生活介護	11.1%	就労継続支援B型	11.4%
施設入所支援	22.2%	就労定着支援	11.4%
就労選択支援	11.4%	共同生活援助(介護サービス包括型)	14.1%
就労移行支援	11.4%	共同生活援助(日中サービス支援型)	14.1%
就労継続支援A型	11.4%	共同生活援助(外部サービス利用型)	14.1%

(補助金の要件)

○基準月(令和7年12月)において、処遇改善加算を算定していること。

○処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定している場合は、職場環境等要件について、全体から8以上の取組を実施していること。

○処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定している場合は、以下のいずれかの取組を実施していること。

- ・経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額が年額460万円以上であること。
- ・職場環境等要件について、全体から14以上の取組を実施していること。

〔処遇改善加算の対象外事業所〕

サービス区分	交付率
計画相談支援	47.0%
地域相談支援(地域移行支援)	47.0%
地域相談支援(地域定着支援)	47.0%

(補助金の要件)

○基準月において処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる(ア)～(ウ)までの要件を全て満たすこと。

- ア)任用要件・賃金体系の整備等
- イ)研修の実施等
- ウ)職場環境等要件

○対象者

対象となる事業所に勤務する福祉・介護職員以外も含む障害福祉従事者

5. 補助額(6か月分)

基準月の障害福祉サービス等総報酬×交付率 ※交付率は6か月分として設定

7. 補助対象経費

賃金改善の方法

・補助額に相当する障害福祉従事者の賃金(基本給、手当、賞与等(退職手当を除く))の改善(以下「賃金改善」)を新規に実施しなければならない。

・賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行う。

→特定した賃金項目を含め、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の賃金水準を低下させてはならない。

・本事業の交付の決定前に決まっていた賃金改善の原資にすることや、本事業の交付の決定前に決まっていた賃金改善の代わりに本事業により賃金改善を行うことは認められない。

・安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましいが、障害福祉サービス事業者等の判断により、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。

9. 留意事項

(5)その他

②交付額については、同一の設置者・事業者が運営する他の事業所・施設(補助金の対象である事業所・施設に限る。)における人件費改善に充てることができる

※ 様式は、各都道府県からの通知をご確認ください。

(4)【厚労省】令和8年度予算案関係資料を公表

厚生労働省は12月26日(金)、令和8年度予算案関係資料を公表しました。

予算案の重点事項には、「医療・介護・障害福祉分野の賃上げ・経営の安定・人材確保等」が挙げられ、障害福祉サービス等について、令和9年度報酬改定を待たずに期中改定を実施するとし、概要が次のとおり示されました。

令和8年度 厚生労働省予算案における重点事項(ポイント)【抜粋】

医療・介護・障害福祉分野の賃上げ・経営の安定・人材確保等

○障害福祉サービス等報酬改定 +1.84%

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。

・福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施する。

・生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せを措置する。

※ 合計で、福祉・介護職員について、最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置。

障害保健福祉部予算案については、予算額が2兆4,203億円(前年度予算比1,865億円の増)となりました。

このうち、「良質な障害福祉サービスの確保」については、以下のとおり、前記の令和8年度報酬改定の改定率+1.84%とともに、障害福祉サービス事業所・施設等の物価上昇の影響等への支援は、今年度補正予算において重点支援地方交付金の内数で措置していることが示されました。また、「臨時応急的な見直しを実施」として、第51回報酬改定検討チーム(12月16日開催)における議論(就労継続支援B型の基本報酬区分の基準を報酬額が下がる方向で見直すこと、また就労継続支援B型・共同生活援助等における新規事業所の基本報酬引き下げなど)を踏まえたと思われる書きぶりもあります。

令和8年度 障害保健福祉部予算案の概要

※復興特会、デジタル庁計上分を含む。

◆予算額

(令和7年度予算額)	(令和8年度予算案)	(対前年度増▲減額、伸率)
2兆2,338億円	→ 2兆4,203億円	(+1,865億円、+8.4%)

◆障害福祉サービス関係費(自立支援給付費+地域生活支援事業費等)

(令和7年度予算額)	(令和8年度予算案)	(対前年度増▲減額、伸率)
1兆7,033億円	→ 1兆8,650億円	(+1,617億円、+9.5%)

【主な事項】 ※括弧内は令和7年度予算額

■ 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの推進

・良質な障害福祉サービスの確保	1兆8,145億円(1兆6,531億円)
・地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の推進	505億円(502億円)
・障害福祉サービス事業所等の整備等の推進	40億円(50億円)
・障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援	11億円(12億円)

■ 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策等の推進

・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	8.3億円(8.4億円)
・アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等の依存症対策の推進	8.4億円(8.4億円)

■ 発達障害児者の支援施策の推進

・強度行動障害の状態にある者に対する地域支援機能の強化	4.5億円(4.3億円)
-----------------------------	--------------

■ 障害者に対する就労支援の推進

・雇用対策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援	7.7億円(7.7億円)
-----------------------------	--------------

■ 東日本大震災の災害からの復旧・復興への支援

予算案の詳細については、厚労省サイトをご参照ください。

[厚生労働省]令和8年度厚生労働省所管予算案関係

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/26syokanyosan/gaiyou.html>

> 令和8年度各部局の予算案の概要

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/26syokanyosan/gaiyou.html>

2. 【関係団体からのお知らせ】

(1) 【厚労省】「障害者等の ICT 機器利用支援事業シンポジウム」を開催

厚生労働省は2月18日(水)、「障害者等の ICT 機器利用支援事業シンポジウム」(令和7年度障害者等の ICT 機器利用支援事業)を開催します。

本シンポジウムでは、ICT サポートセンターや自治体のほか、医療・リハビリ関係者、地域支援関係者、障害者就労支援センターや特別支援学校などを対象に、支援現場での課題解決や効果的な情報共有の仕組みなどについて議論を深めます。また、各地域における円滑な支援の実現と、障害のある方々が ICT を円滑に活用できる包括的な支援体制の構築を目的として開催されます。

シンポジウムの詳細は、下記およびホームページをご確認ください。

「障害者等の ICT 機器利用支援事業シンポジウム」概要

【日 時】 令和8年2月18日(水) 13時00分～16時30分

【方 法】 ハイブリッド形式(会場+Zoom) ※後日、アーカイブ配信予定

【会 場】 JA 共済ビルカンファレンスルーム

【参加費】 無料

【申込方法】 <https://questant.jp/q/UZ5UDSGP>

【問合せ先】 株式会社 NTT データ経営研究所 ライフ・バリュー・クリエイションユニット

Email: ictsupport2023@nttdata-strategy.com

【ホームページ】 <https://www.nttdata-strategy.com/newsrelease/event/25ictsymposium/>

(2) 【厚労省】「障害福祉現場における生産性向上フォーラム～ケアの充実のために～」を開催

厚生労働省は3月9日(月)、「障害福祉現場における生産性向上推進フォーラム～ケアの充実のために～」(障害福祉現場の生産性向上に向けた調査研究事業)を開催します。

本フォーラムでは、障害福祉現場における“ケアの充実のための生産性向上”について、その基本的な考え方を整理し、生産性向上を単なる業務効率化として捉えるのではなく、支援の質を高め、支援者一人ひとりが力を発揮しやすい環境を整えるための考え方として理解してもらうことを目的としています。

また、現場で行われているさまざまな取り組みを手がかりに、それぞれの現場の状況や課題に応じた工夫、今後の取り組み等について検討するきっかけとなることをめざしています。

フォーラムの詳細は、下記およびホームページをご確認ください。

「障害福祉現場における生産性向上推進フォーラム～ケアの充実のために～」 概要

【日 時】 令和8年3月9日(月) 13 時 00 分～16 時 00 分

【方 法】 ハイブリッド形式(会場+Zoom) ※後日、アーカイブ配信予定

【会 場】 JA 共済ビルカンファレンスルーム

※オンライン申込者には、開催1週間前を目途に参加 URL が送付されます。

【参加費】 無料

【申込方法】 <https://6f26d4d1.form.kintoneapp.com/public/shougai-forum> ※3月2日締切

【問合せ先】 「障害福祉現場における生産性向上推進フォーラム」事務局

株式会社 NTT データ経営研究所 ライフ・バリュー・クリエイションユニット

Email: shougai-seisansei@nttdata-strategy.com

TEL:03-5213-4185(平日 10 時 30 分～16 時 30 分 ※13 時～14 時を除く)

【ホームページ】<https://www.nttdata-strategy.com/newsrelease/event/s-seisan-forum2025/>

(3)【全社協・中央福祉学院】第 13 期社会福祉士通信課程 短期養成コース募集のご案内

全社協・中央福祉学院では、第 13 期(令和8年度)社会福祉士通信課程 短期養成コースの受講者を募集中です。複雑化する社会環境の中で、地域共生社会の実現に向け、ソーシャルワークの専門職として総合的な実践能力を有する社会福祉士への期待が高まっています。専門性のさらなる向上、キャリアアップをめざし、ぜひ本養成コースのご受講をご検討ください。

●本課程の特色

(1)全国の短期養成施設のなかで合格者数第1位

第 37 回国家試験では、全国の 17 校の社会福祉士短期養成施設の中で第1位の新卒合格者 250 人を輩出しています(全社協中央福祉学院新卒合格率 62.2%)。

(2)働きながら学びやすいスクーリング日程

全国4会場(ロフォス湘南・東京・神戸・福岡)、土日を中心としたスクーリング日程です。

(3)充実した独自の試験対策プログラム

〈標準プログラム(受講料に含まれます)〉

●国家試験に出題が予想される社会福祉の動向や統計データを配信する試験対策メール

●過去問の反復学習ができるアプリ「赤マル福祉合格サポート」

〈スクーリング会場をロフォス湘南に選択した場合(受講料に含まれます)〉

●ロフォス会場特典として、夜間の試験対策講座(無料)を受講でき、試験勉強への取り組み方を学べます。

〈オプション講座(有料)〉

●合格プラン

全国統一模擬試験(ロフォス等の会場受験と在宅受験から選択)とオンデマンド動画で学ぶ Web 講座をセットにしてご提供します。

●国家試験合格講座

ロフォス湘南に集まり、全国統一模擬試験や過去問の解説等により、全科目の重点項目を

学びます。

(4)経済的負担を軽減可能

厚生労働省の専門実践教育訓練給付制度指定講座ですので、所定の要件を満たすと最大80%の学費相当額が給付されます(利用には一定の要件があります。実習が必要な方は対象外)。

(5)熟練の講師陣・ソーシャルワーカーの力量を高める指導内容

全国を舞台に活躍している熟練した講師陣により、ソーシャルワーカーとしての力量を高める指導を受けることができます。

●本課程の概要

修業期間:令和8年4月16日～令和9年1月15日(9か月間)

入学選考料:5,100円(推薦申込の場合は不要)

授業料:199,100円(実習免除の場合)

入学要件:中央福祉学院等の社会福祉主事養成機関を修了後*、指定施設における相談援助業務に2年以上従事した方等

* いわゆる「3科目主事」や「社会福祉主事講習会」は含まれません。

詳細、入学案内・申込書(PDF)は、中央福祉学院ホームページをご確認ください。

https://www.gakuin.gr.jp/training/course_socialworker/

【事務局】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院

郵便番号 240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44

電話 046-858-1355 FAX. 046-858-1356

メール:gakuin-shafukushi@shakyo.or.jp